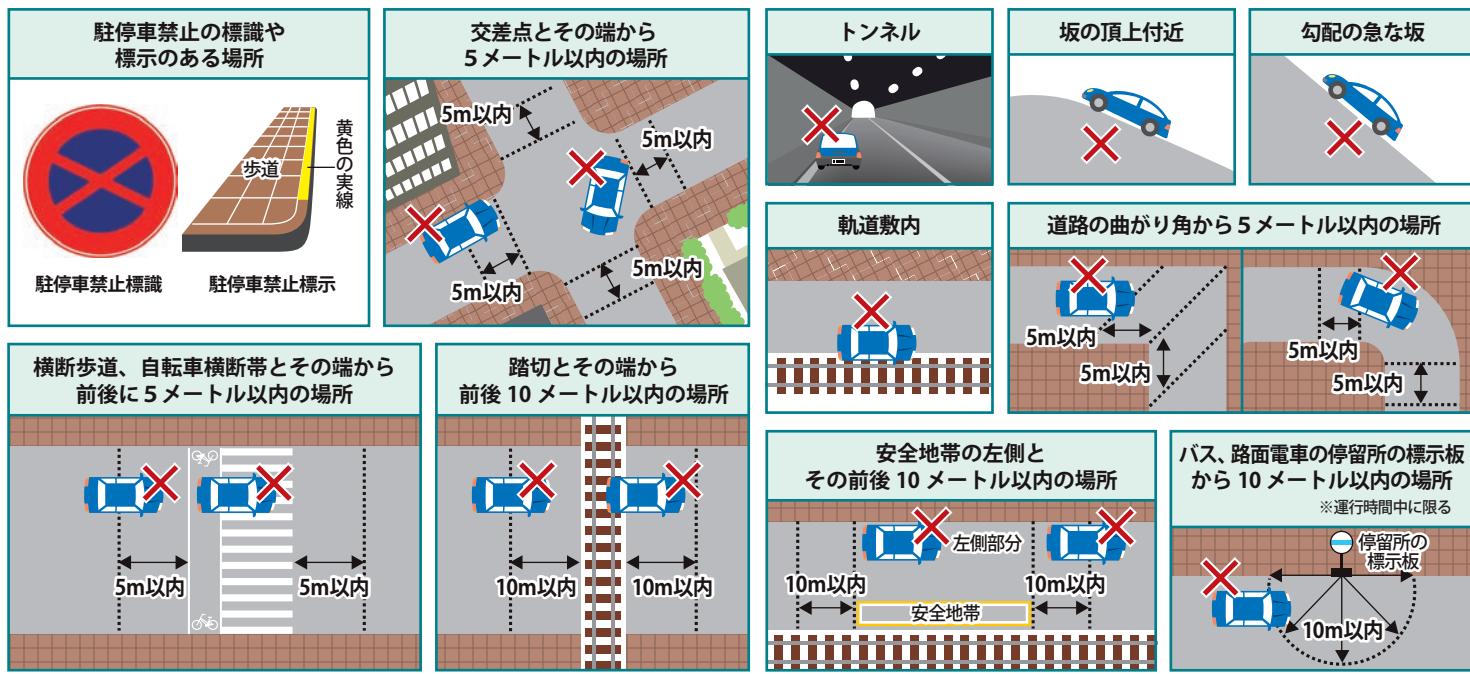


駐車禁止等除外標章を掲出しても駐車することができない場所等

駐車禁止等除外標章を掲出していても、以下のような場所又は方法では駐車できませんので、注意してください。

●停車及び駐車を禁止する場所 (道路交通法第44条関係)

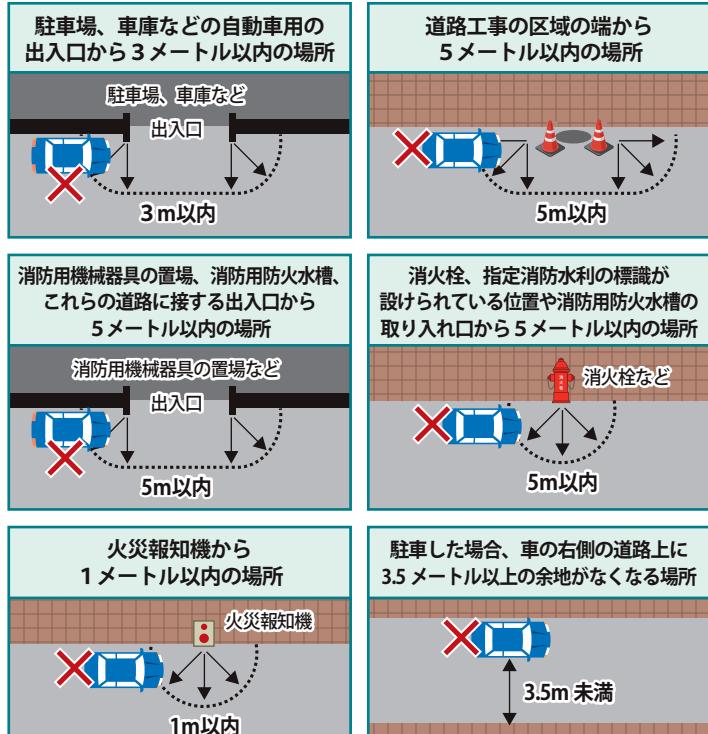
※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く



※これらの場所のほか、パーキングエリア等を除いて高速自動車国道及び自動車専用道路も駐停車禁止です（道路交通法第75条の8）。

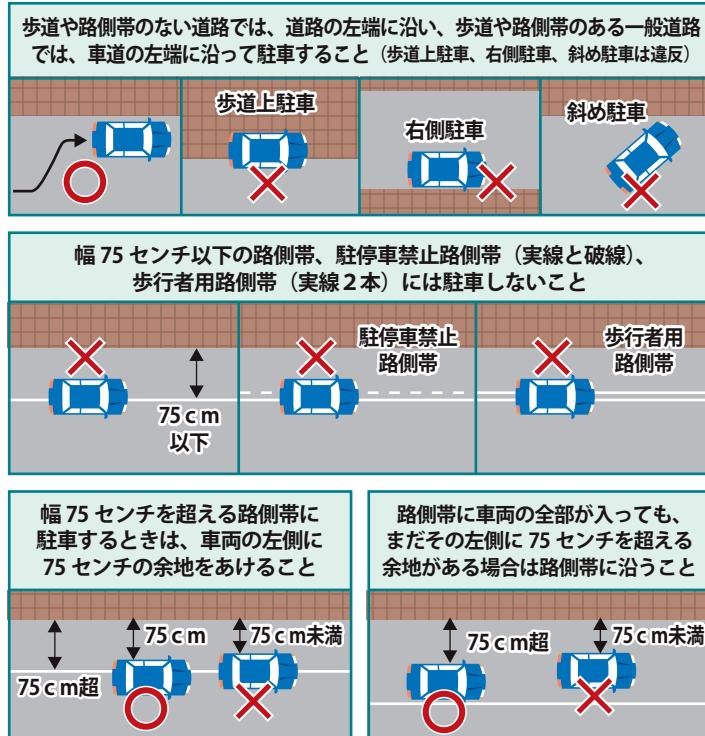
●駐車を禁止する場所 (道路交通法第45条関係)

※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く

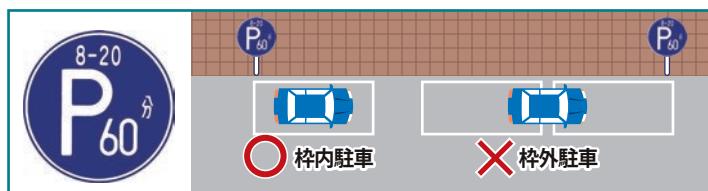


●停車又は駐車の方法 (道路交通法第47条関係)

※道路標識等により駐車することができることとされている場合を除く



●時間制限駐車区間における駐車の方法 (道路交通法第49条の3関係)



●自動車の保管場所について (保管場所法第11条関係)

